

# 環境保全活動・環境教育推進法の改正に関する一考察

高橋正弘

## 1. はじめに

「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」は、2003年7月に成立した法律で、日本国内での環境教育の制度化に一定の役割を果たしてきていた（高橋・井村2004）。略称として「環境保全活動・環境教育推進法」が使用され、さらに一般的には「環境教育推進法」と呼ばれてきた。

当該法律は、2011年6月に、衆参両院での審議を通じて法律の一部を改正する手続きを経て、改正された法律が発表されている<sup>1)</sup>。改正された法律は、「環境教育等による環境保全の取り組みの促進に関する法律」となり、2011年10月1日に一部施行、2012年10月1日に完全施行されることとなった。当該改正法の略称として、「環境教育等促進法」が使用されるようになってきている。

そもそも「環境保全活動・環境教育推進法」は、2003年の段階で制定された法律であり、法律の背景としては、自発的な環境保全活動をより活発なものとするため、意欲を高めるための支援基盤作りや人づくりの基盤となる環境教育を推進することが目的であった（環境省総合環境政策局環境教育推進室2003）。ところが、近年になって新たな教育思潮および教育実践である「持続可能な開発のための教育（ESD）」と呼ばれる取り組みが拡大し、特に2005年からの10年間を「持続可能な開発のための教育の10年（DESD）」と称する国際的なプロジェクトがユネスコを主導機関として展開されるようになってきている。このESDは、持続可能な開発という文脈に即してその具体的実施を意図した教育思想および方法として捉えられるものであり、環境教育からESDへの質的発展が認められるとされている（阿部2010）。つまりこのようなESDの拡大に対応することが、環境保全活動・環境教育推進法を改正する企図のひとつとなったことが推察される。

一般的に環境教育の政策プロセスを詳細に観察できる事例は極めて少なく、また環境教育の政策自体のサ

ンプル数も限られている。それゆえ今回の環境教育等推進法の改正プロセスを検討することで、実際の環境教育の政策プロセスの中で、どのような点が重視され、どのような展開を企図されたのかを析出することが可能となる。そのことは、環境教育の制度化を検討する上でも有意義な観点となる（阿部2011）。

以上の問題意識にアプローチするために、旧法を改正するプロセスと、改正された新法の条文を手掛かりとして、今回の改正のモチーフはどのようなものであったかを読み取っていく作業および経験と教訓を考察する作業を、本稿の中ですすめることとする。

## 2. 分析の方法

環境教育推進法から環境教育等促進法への改正が、実際どのようなものであったか、その整理の仕方として、「改正の根本モチーフは法律の条文に現れている」という前提で、改正法の立案者もしくは立案者たちが、環境教育や環境保全の取組の促進についてどのような考えを把持していたかを解き明かす試みを行う。

具体的には、衆参両院において改正案が議論されていた際の議事録<sup>2)</sup>や、その他関連する情報を参照し、実際にどのような論点が意識されていて、またどのような点に関心が集まっていたのかについて検討を行う。また当然であるが、旧法と改正された法律とで修正された箇所や異なっている箇所には、新法の法案提出者にとって重要な意思が反映されているととらえることができるため、旧法と改正された法律の条文を比較することを通じて、実際に「修正」された条文の内容について検討する。その際2009年に衆議院に提出されるも、衆議院の解散によって廃案になった改正案<sup>3)</sup>についても参照し、改正法のモチーフに接近できるよう試みる。

### 3. 改正プロセスの概要

#### 3-1 時間軸に沿った経緯

2003年の「環境保全活動・環境教育推進法」では、附則の2で「政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と定められていた。このことから、5年経過後の2008年以降は、いつでも当該法律を改正できる状況にあった。

改正案は、第177回国会（通常国会）に衆議院議員から提案された9番目の法律案（第177国会衆法9号）、いわゆる議員立法として提出された。その際、名称としては「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の一部を改正する法律案」が用いられた。

議案提出者は、環境委員長である小沢鋭仁議員であり、衆議院での議案受理は2011年5月27日となっている。衆議院で審議が行われたのは、2011年5月31日で、この時環境委員長より直接、草案の趣旨・内容説明が行われている。環境委員長の説明の中で、改正案の主たる内容として、以下の3点を口頭で述べている。「第一に、各主体間の協働取り組みを推進するため、法の目的等に協働取り組みの推進を明記するとともに、具体的な措置として、国民、民間団体等による環境教育等に関する政策形成への参加や政策提言、公共サービスへの民間団体の参入機会の増大への配慮、各主体の役割分担を定めた協定の締結を促進する仕組みの整備等を図るものとしております。第二に、学校教育等における環境教育の充実を図るため、学校施設の整備などでの環境配慮の促進に係る規定を追加するとともに、学校教育において体系的な環境教育が行われることを目指し、教育職員の研修内容の充実、参考となる資料等の情報の提供、教材の開発等の措置を講ずるものとしております。第三に、環境保全活動、環境保全の意欲の増進もしくは環境教育または協働取り組みを行う国民、民間団体等を支援するための環境教育等支援団体の指定、自然体験活動の場その他の環境保全の意欲の増進に係る体験の機会の場の認定等の新たな仕組みを導入するものとしております。」

以上の内容を含む環境委員長からの趣旨・内容の説明に続き、田島一成委員（民主党）、吉野委員（自由民主党・無所属の会）、江田康幸委員（公明党）がそれぞれ賛成の発言を行い、賛成者起立により採決がなされ、総員起立により、当該改正案は衆議院環境委員

会として可決された。

続いて衆議院本会議において、2011年5月31日に環境委員長（小沢鋭仁議員）が提案説明した後、議論を省略して異議の有無を確認する形で改正案は可決された。それが参議院環境委員会に送られ、受理されたのが2011年5月31日となっている。

参議院環境委員会で改正案の審議が行われたのは、2011年6月7日である。参議院環境委員会では、衆議院環境委員長である小沢鋭仁議員が提出者となったことから、まず小沢氏から趣旨説明が行われた。衆議院環境委員会の時と同様に、3点の趣旨説明が行われた。

質疑に入り、公明党の加藤修一氏からの質問に対しては、衆議院議員の江田康幸氏が答弁し、みんなの党の水野賢一氏からの質問には、政府参考人の白石順一氏（環境省総合環境政策局長）、衆議院議員の田島一成氏、衆議院議員の江田康幸氏、環境大臣の松本龍氏、環境大臣政務官の樋高剛氏が答弁している。続いて質問に立った共産党の市田忠義氏からの質問に対しては、衆議院議員の田島一成氏、文部科学大臣政務官の林久美子氏、環境大臣の松本龍氏が答弁を行っている。以上の質疑終了後、挙手による採決に進み、全会一致にて原案どおり可決された。

2011年6月8日、参議院本会議で、参議院環境委員長である北川イッセイ議員によって当該改正案が報告された後、質疑や討論は特段なされず、ボタンによる投票に移り、全会一致で可決成立した。その後、2011年6月15日に官報（号外126号）で「平成23号法律第67号」として公布された。その際、法律の名称は「環境教育等による環境保全の取組の推進に関する法律」と変更された。

#### 3-2 参議院環境委員会での議論

3-1で時間軸に沿った経緯を示した中で、改正案が実際に立法府の中で具体的な議論が行われたのは、参議院に設置されている環境委員会のみであったことが明らかである。そしてその他のプロセスではすべて議論を一切せず、原案がそのまま可決・採択されている。そこで、2011年6月7日の参議院環境委員会の議事録を手掛かりに、実際にどのような点に関心が寄せられ議論が行われたのかについて、当該日の議事録を参照しつつ以下で整理することとする。

参議院環境委員会には、法律の提出者として衆議院環境委員会委員長の小沢鋭仁氏が出席し、法律案の提案の趣旨およびその内容の説明を冒頭で行っている。続く質疑で質問に立ったのは加藤修一氏（公明党）、

水野賢一氏（みんなの党）、市田忠義氏（共産党）の3名である。

加藤修一氏の質問は、DESDが終了する2014年およびそれ以降のような展開を考えているか、エネルギー教育が環境教育に含まれるものと了解したとき、ESDとエネルギー教育にはどのような対応があると考えているか、といったものであり、加えて自然エネルギーを拡充することについての意見を提示している。

水野氏は、旧法の8条で言及されている環境教育の推進に関する方針・計画の作成状況や公表状況、および21条3項で言及して公共サービスの具体例、21条4項の協定が誰と誰とで交わされるものであるか、そして協定内容の情報公開についての努力義務規定の在り方について、さらに公害防止協定を公開していくことの必然性について質問し、最後に樋高剛政務官が辞表を提出したことの事実関係についても質問している。

市田氏の質問は、環境教育の取り組みであっても教職員が多忙とならないよう自主性を尊重する必要があると思うがどうか、そして環境エネルギー教育に含まれる事業についての確認、またエネルギー対策特別会計の問題点および副読本について、これまでの原子力教育の見直しの可否について、などとなっている。

質問者側は、法律が企図している環境教育の促進事業に関して、基本的には全面的に賛成のスタンスを示しており、実際にその後の採決では挙手によって全会一致で原案通り可決されている。

ここで挙げられた質問の中身を委細に検討すれば、傾向としては2011年3月11日の震災後に新たに顕在化するようになったエネルギーに関する関心、特に原子力に関する問題をどのようにとらえるべきか、ということについて、それぞれの立場から高い関心が払われていることがわかる。ただし議事録上では、質問も質問への答弁も極めて淡々と進められ、緊張や白熱したような場面はほとんど伺えない。

結果として、当該改正案がきちんと議論されたのはこの参議院環境委員会のみであったが、各党でも法案に賛成する意思が所与の条件としてあった模様で、ここでの議論もそれほど深く込み入ったものとはならず、わずか51分間で可決されている。

以上の通り、当該法律の改正に関しては、短い議論の時間のみで、基本的に全員一致で決定されたということが明らかとなった。

## 4. 改正の具体的内容

改正された法律の条文をみていくと、旧法から改正法へと法律が改正されたのであるから、具体的に大小さまざまな部分が改正されている。林（2011）は、今回の法律改正のポイントとして「行政・企業・民間団体等の協働取組、環境教育等支援法人の指定や体験の機会の場を認定する制度の創設、学校教育における発達段階に応じた体系的な環境教育のための支援等」および「教員養成段階での訓練や地域行動計画や政策形成への民意の反映」などが重要であると述べている。

林の指摘のように改正のポイントは多数挙げられ得る。そこで本研究では、今回の改正の中でとりわけ重要と考える3点、つまり「名称の改正」、「環境教育の定義の改正」、「協働取組の推進」について、以下で検討する。

### 4-1 法律の名称の改正

上述の通り、2003年の旧法の名称は「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」であり、その略称として環境省のウェブサイト等で使用されてきたのは「環境保全活動・環境教育推進法」であった。さらには一般的には単に「環境教育推進法」と短く呼ばれることが多かった。ところが今回の改正で、法律の名称も改正された。具体的には「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」となった。そして政府内等では、その略称として「環境教育等促進法」が使用されるようになってきている<sup>4)</sup>。

そもそも今回の改正法で、法律の名称それ自体が改正されたことについて、分析や検討を行った研究や報告はまだ見られていない。しかしこの名称の変更は、重要なのは力点が「環境保全の取組の促進」により置かれるようになり、環境教育はそのための「ツール」の一つである、という位置づけがなされたと解くことができる。旧来の環境教育推進法は、その名称のとおり「環境教育」それ自体を推進するためのものとして捉えられており、そのために環境教育の制度化を担う機能を有するものであった。ところが改正法である環境教育等促進法は、環境教育やESD活動を通じて環境保全活動を推進する、その手段の一つとして協働取組を重視する、という構成になっており、それにしたがった改正法の名称の変更である。

つまり改正法は、環境教育を推進するための法律ではなく、また環境教育それ自体を制度化するための法律でもなく、あくまでも環境教育やESDを「ツール

と捉えて、環境教育を利用しつつ環境保全の取組を展開しようとしているものとなったもの、と考えられる。そのため、政府内等で略称として使用されるようになってきている「環境教育等促進法」という呼び方は、法律のコンセプトとは若干ずれを生じさせた表現となってしまっている。

そもそも改正法のねらいが、環境保全に向けた協働活動、つまりは国民的な「アクション」を充実させるという方向を志向したものであるのだから、環境教育やESDといったツールを利用しなくてもアクションの増加や充実を図れるのであれば、それでも十分であるということになる。したがって改正法は、環境教育へのそれ自体への期待はある程度後退し、環境保全の諸活動の充実を図っていくその方向性を、環境教育やESDの展開に付与したと理解することができる。

#### 4-2 環境教育の定義の改正

環境教育の定義については、新旧それぞれの法律で第二条3に記述されている。改正法での環境教育の定義は、基本的に旧法での定義に加筆する形で作られている。

改正法第二条1項には、「環境保全活動」の定義として、「地球環境保全、公害の防止、生物多様性の保全等の自然環境の保護及び整備、循環型社会の形成その他の環境の保全（良好な環境の創出を含む。以下単に『環境の保全』という）を主たる目的として自発的に行われる活動をいう。」とされている。この変更は、具体的には2010年に生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が日本国内で開催されたことで、生物多様性保護の国民的意識が高まったことなどの理由により加えられるようになった、と考えられる。

ところが改正法では、環境教育それ自体の定義も改正されている。旧法では、「この法律において『環境教育』とは、環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習をいう。」とされていた。この点に関し、林（2003）は環境教育を極端に矮小化した定義であるといった批判を行っていた。ところが改正法の表現では、「この法律において『環境教育』とは、持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習をいう。」となり、環境教育の定義のセンテンスが極端に長く加筆修正されている。さらに「持続可能」性に関連するような記

述が定義の中に取り入れられることによって、少なくとも環境教育とESDとに重なり合う部分がある、と指摘しようとしていることが読み取れる。

このことは、当然ながら国際的なESDの拡大と、その推進に日本が重要な寄与をしたという自負の双方が影響していると推察できる。そもそも1997年のテサロニキ宣言の11条において、これまでの環境教育を環境と持続可能性のための教育と読み替えても構わないと明記されたことで（阿部他1999）、構想としての環境教育とESDの垣根はかなり低くなっている。そしてESDの取り組みを進めていく中で、当然ながら開発教育や人権教育などといった持続可能性に関する教育活動や教育運動との連携が模索されている。環境教育は特にその連携の中心的なコンセプトとなっていて、環境教育を語る際にESDはとても無視できない状況が形成されつつあることによる。

以上のことから、今回の法改正で環境教育の定義に変更が加えられたことは、環境教育とESDのそれぞれの棲み分けをあえて明確にはせず、むしろお互いは共通しているのだということを特に強調しようとしたと理解することができる。

#### 4-3 協働取組の推進

改正法の中で、旧法に比べてもっとも条文のボリュームが増えたのは、「協働取組の推進」の部分である。したがって改正法に新たに加えられた方針の中で、中心的なものが「協働取組の推進」であることがわかる。

「協働取組の推進」が記載されていない旧法の全体イメージは、環境省のウェブに掲載されている図1で理解することができる。環境保全の意欲の増進と環境教育が、環境保全活動へと発展し、そして持続可能な社会へとつながっていくロジックが明確である。

ところで旧法と改正法第一条（目的）を比較すると、「協働取組」が注目すべき追加であると理解できる。旧法の目的には、協働取組についての記述は一切なかったが、改正法では「…これらの取組を効果的に進める上で協働取組が重要であることに鑑み…」という一文が加えられ、協働取組の推進が法律改正の重要な動機となっていることが認められる（図2）。

協働取組の定義は、新たに第二条4に明記されている。具体的には「この法律において『協働取組』とは、国民、民間団体等、国又は地方公共団体がそれぞれ適切に役割を分担しつつ対等の立場において相互に協力して行う環境保全活動、環境保全の意欲の増進、環境

環境の保全のための意欲の増進及び  
環境教育の推進に関する法律の概要と背景

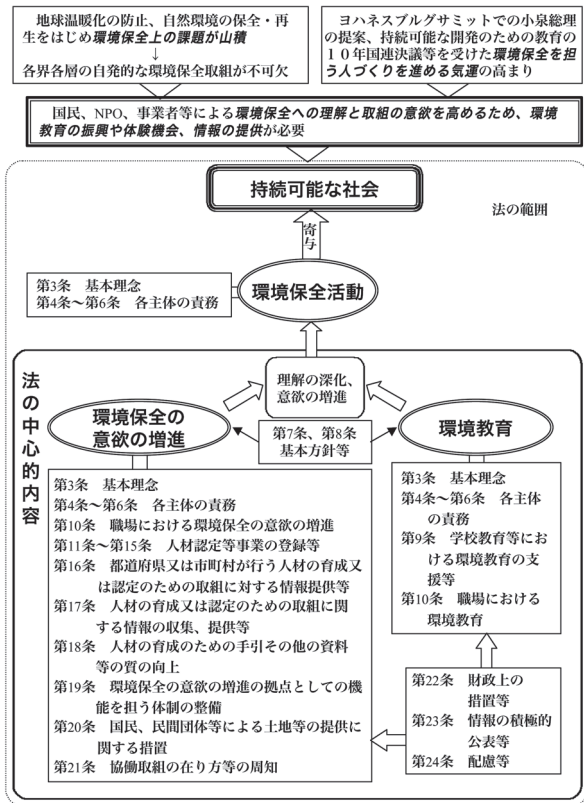


図1 旧法の全体イメージ

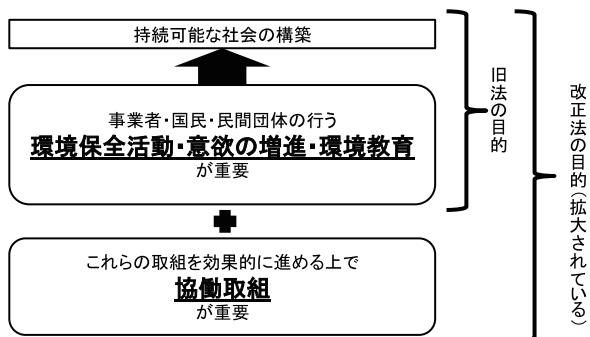


図2 旧法と改正法における「目的」の記述内容の異同

教育その他の環境の保全に関する取組をいう。」とされている。従来から資金を提供する組織とそれを利用して活動を展開する組織との関係性は、例えば「パートナーシップ」という言葉で結ばれた関係であるとされていた。今回の法律改正ではパートナーシップという用語は使われていないが、「委託」でも「請負」でも「助成」でもない、行政と民間団体の関係の新しいあり方を提示している。そしてそれはいわば上下関係のないフラットな関係であって、行政、NPO、企業を含むマルチステークホルダーが関わる協働取組が生まれる可能性が高まったと指摘されており、この点に積極的

な評価がなされていることを理解することができる<sup>5)</sup>。

このことは、第三条（基本理念）の中で、「……持続可能な社会の構築のために社会を構成する多様な主体がそれぞれ適切な役割を果たすとともに、対等の立場において相互に協力して行われるものとする」と明記されているように、「対等」という言葉があえて取り入れられていることから、何らかの環境教育活動を実施する際に、方針を定める組織、資金を提供する組織、実践を行う組織、評価を行う組織等が、まさしく対等な関係の中でそれぞれの役割を果たしていくことを、この用語で担保しているということも理解できる。

4-4 まとめ

以上のとおり、今回の改正に伴って行われた「法律の名称の改正」、「環境教育の定義の改正」、「協働取組の推進」という3点について取り上げ、改正案のモチーフを検討した。これら3点の他には、行動計画の作成と地域協議会の設置などといった重要な視点も改正法に加えられている。しかし以上の3点で、旧法の持っていた方向性は転換され、改正法で目指す新たな方向性を明確にするのに十分である。つまり改正法以降は、環境教育やESD自体を推進するのではなく、環境教育やESDを促進するための協働取組を推進していく、という、制度の中いわばワンクッションを入れた環境教育政策を提示したということである。このことの意味は、環境教育やESDは国内の統一プログラムではなく、反対に多様で雑多なプログラムがたくさんつくられ、さまざまな人がそれらのプログラムにアクセスしやすくなっていくことが効果的である、という考え方が広がり定着してきたことに起因するものと考えられる。したがって、環境教育やESD活動を法律や政治・行政によって指導・担当するというモチーフは、今回の改正法の中には全くなく、国民や民間団体のアイデアやこれまでの成果を利用・活用して、活動自体の拡大を図っていこうという方向性が認められる。

協働取組はそのための制度的な担保であり、改正法が協働取組に関する記述を大幅に増やしたことは、環境教育やESDのプログラムや指導者層を増加・増大させていく上で、本格的な協働取組を展開しなければならないと考えたことによる、と思われる。

今回の法改正の問題点を挙げるとすれば、協働取組に一部矛盾が生じる可能性があることである。改正法の第三条の記述および第二十一条で示された協働取組の理想的な形は、協定締結によって国・地方公共団体と国民・民間団体は平等な関係を構築でき、環境教育

やESDに関する諸活動を展開していけるようになる、ということにある。ところが、現実的に国や地方公共団体から、受託事業として委託や請負等の契約をする団体は、協働取組とはいいつつも実際には「発注者—受注者」という関係が構築されると予想される(図3)。このようないわば矛盾が発生するような状況になったのは、改正法が協働取組の理想を大幅に組み入れたことに起因する。このような矛盾がもし現実的に発生したとすれば、結局は対等でフラットの関係から、たやすく上下のヒエラルキーの存在する関係へと移行することが想像される。

そもそも環境教育等支援団体の役割に関して、政策モチーフとしては協働取組のパートナーとしての役割は小さく、実際に国や地方公共団体のパートナーとなりうるのは「環境保全活動」が担える組織化された比較的規模の大きな団体とみなしているのではないかと読み取ることができる。

それゆえ、環境教育支援団体が国や地方公共団体と本当に対等でフラットな関係を結び、協働取組をすすめていく意欲が高いのであれば、協働取組の協定締結に際して、かかる矛盾を排除するような表現が、例えば協定書などの文書の中に明確に記述されることが重要となるであろう。

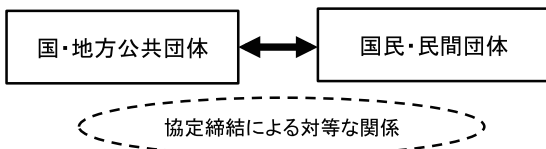
旧法も議員立法で成立していることから、その点だけをとらえれば、提出に関係した議員の政策モチーフが反映された法律である、と捉えることもできる。ただしここで注意しなければならないのは、2009年の段階ですでに固まった改正案が存在していた、という事実である。

今般の改正案が提出される2年前の2009年7月に、当時の与党(自民党・公明党)で検討された改正案が、第171回通常国会に提出された。この時の改正案は、その後の衆議院の解散によって廃案となっている。この時提出された改正案と、2011年に改正された法律とで条文を比較してみると、かなりの部分が似ていることがわかる。そのことから、2009年版の改正案が2011年の改正案の提出に際して積極的に利用されたということは、ほとんど疑う余地がない。

大都市の特例などの項目は、2009年版に加えられた部分であるし、また2009年版の中で都道府県および市町村の行動計画や行動計画の作成等の提案などといった、自治体の役割が記述されている個所でそれぞれ「義務」づけた表現で記述されていた個所は、2011年版ですべて「努力目標」であることを意味する表現へと修正されている。しかしながら法律の主要部分である目的・定義・基本理念を提示している総則の部分などは、2009年版と2011年版とを比べると一言一句全く同じであって修正されておらず、そのまま用いられている。一度は廃案になった自民・公明政権時代の改正案が、部分的な修正のみで、さらに議員提案という形を採用しつつ、民主党政権下の国会に再び提出されたことの意味を考えると、当該環境教育政策の注目すべき特異性が表れていることを指摘することができる。それはつまり、このような環境教育政策の政策決定の中で、環境省などの中央省庁が果たす役割が非常に大きいということである。

議員立法という形式で上程された改正案ではあったが、改正案の作成に環境省もしくは環境省の担当部局が一切関与していなかった、ということはあるまいであろう。関与を文献等で裏付けることはできないが、ヒントとしては、2011年9月5日から10月上旬にかけて、改正環境保全活動・環境教育推進法の説明会が全国8か所で開催されるという案内が、環境省環境教育推進室によってウェブ上に掲載されたことであり、改正法が策定されてから比較的短い期間で改正法の概要や説明会の案内などを掲載する作業が行われたことで、その準備はある程度はあらかじめ進められていたものと推察することができる。

<改正法第三条および第二十一条における協働取組の理想>



<協働取組の際に現実的に構築される可能性のある関係>

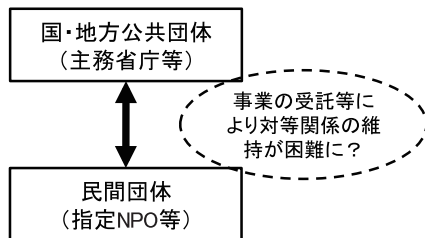


図3 改正法における協働取組の関係

六

## 5. 考察

改正法の国会への提出は議員立法として行われたものであり、改正案の議案提出者は先に述べたとおり小沢鋭仁議員であるということは、議事録で参照できる。

環境教育の制度化に際して例えば他のアジア諸国と比較した場合、中央省庁の関与の高さというのは日本に特有の現象である。例えばマレーシア・サバ州で環境教育政策が策定されるプロセスにおいては、日本の環境省に相当する環境保護局は中心的な存在としては動いてはおらず、むしろ環境教育に関係する政府内外のさまざまな関係部局・関係機関が連携して、政策案を策定してきている（高橋 2008a・2008b）。それゆえ、環境教育の推進は特定の省庁の権限の下に置かれるようなことにはなっていない。ところが現実的に日本で環境教育の政策決定や制度化が進展する際には、環境省等の中央省庁の影響が一定程度存在するものと判断することができる。日本の環境教育推進に際しては、これまで中央省庁、特に環境省の影響力がとても高かったからである。

なぜ日本では、環境教育に関する政策が決定される際に環境省の役割が大きくなるのかについては、物的な証拠やそれを明確にした先行研究が存在するわけではなく、明確な理由は提示することができない。推察できることは、学校教育に関連する環境教育の所管は文部科学省、学校教育外の環境教育の所管は環境省というように、日本の中央省庁の中で認識が確立されていて、趣旨としては学校教育以外での場での環境教育の推進を非常に重視している今回の改正法は、環境省の管轄であるということを立法院として認識していたのではないかと、ということであるが、この点についての解明は今後に残された課題となる。

なお本研究では取り上げなかったが、今回の改正法を受けて、国が策定することになった「基本施策」の内容と方向性を分析し、またそれによって策定されることになる自治体の基本方針の策定プロセスを分析し、具体的にどのような環境教育実践がこの改正法によって促進されることになっていくのかについて注視していくことは、環境教育の制度化を観察し分析していく上で発展的に行っていくべき今後の課題となる。

## 註

- 1) 環境省 HP より 2011.10.26 ダウンロード  
[http://www.env.go.jp/policy/suishin\\_ho/](http://www.env.go.jp/policy/suishin_ho/)
- 2) 当該法律改正に関する情報は日本環境教育学会の HP 内の「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律 新法の成立まで」に多く掲載されており、2011.10.26 現在ダウンロード可能となっている。<http://www.jsoc.jp/info/23/81-motivate-env-conserv.html>

- 3) 筆者の手元にあるのは、衆議院解散後に廃案となった 2009 年の法律改正案であり、これは当時法律改正の提案に際して議員事務所でもセミナーを開催した出席者に対してある議員事務所から送付されたものであって、WEB 等で公表されたものではない。
- 4) 2011 年 10 月現在、略称の正式発表はおこなわれていない。
- 5) EIC の HP 「環境保全活動・環境教育推進法改正の意義と可能性」より 2011.10.26 ダウンロード  
<http://www.eic.or.jp/library/pickup/pu110928.html>

## 付記

本研究の一部に、平成 23 年度科学研究費補助金（基盤研究（C）課題番号 23501074）を用いた。

## 引用文献

- 阿部治（2010）ESD（持続可能な開発のための教育とは何か）、ESD（持続可能な開発のための教育）をつくる、ミネルヴァ書房
- 阿部治（2011）プロジェクト研究 A 環境教育の制度化、日本環境教育学会第 22 回大会（青森）研究発表要旨集、19 頁
- 阿部治・市川智史・佐藤真久・野村康・高橋正弘（1999）「環境と社会に関する国際会議：持続可能性のための教育とパブリック・アウェアネス」におけるテサロニキ宣言、環境教育、Vol.8-2、71-74 頁
- 林浩二（2003）環境保全活動・環境教育推進法の成立、月刊社会教育、525、80-81
- 林浩二（2011）環境教育の法律の改正について、環境教育ニュースレター、第 93・94 合併号、17 頁
- 環境省総合環境政策局環境教育推進室（2003）環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の概要及び関係省の関連する取組について、かんきょう、11、8-11
- 高橋正弘・井村秀文（2004）日本における環境教育政策の決定要因に関する研究、環境情報科学論文集 18、325-330 頁
- 高橋正弘（2008a）環境教育政策の策定過程で顕在化した障害の分析、環境情報科学論文集 22、475-480 頁
- 高橋正弘（2008b）環境教育の政策形成を進展させる条件について、環境教育、Vol.17-2、3-12 頁